

令和5年度国民年金システム標準化研究会ワーキングチーム
(第一回) 議事概要

日時：令和5年9月5日(火) 10:00~12:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治(座長)	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区 生活振興部地域振興課国民年金係 係長
絵面 崇子	桐生市 市民生活部市民課 年金担当係長
大森 かおり	下野市 市民生活部市民課保険年金グループ 副主幹
笹岡 誠	岡崎市 福祉部国保年金課 主査(熊谷 敦子 岡崎市 福祉部国保年金課窓口年金係の代理出席)

(オブザーバー)

千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
外園 暖	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
伊藤 竜也	デジタル庁 統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
前田 賢一郎	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
高柳 淳一	日本年金機構 システム企画部 システム総合調整グループ長
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐
若松 藍子	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 第1回研究会の振り返り
 - (2) 今後の検討内容(事務局案)
 - (3) 今後のスケジュール及び予定
 - (4) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

- 本日はワーキングチームにつき、司会進行は事務局にて実施させていただく。(事務局)
- ワーキングチームは研究会構成員のうち、事業者を除いた構成員が参加となる。出席者の氏名については開催要綱のワーキングチームをご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただきます。(事務局)

2. 議事

(1) 第1回研究会の振り返り

- 資料1を用いて説明する。7月3日に開催した研究会の全体概要として、有識者・自治体・ベンダーの皆様にご参加いただき、事務局にて令和4年度検討経緯の振り返り及び令和5年度の検討の進め方についてお示しした。「昨年度の検討経緯の振り返り」として、令和4年度の取り組み内容と申し送り事項についてご説明した後、「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」で、令和5年度の取り組み内容とスケジュールについてご説明した。(事務局)
- 2. 「昨年度検討経緯の振り返りについて」の説明内容を振り返らせていただく。令和4年度は大きく分けて2つのステップで検討を実施した。1つ目のステップとして、令和4年8月に初版である標準仕様書(1.0版)を策定した。1.0版策定までの流れとしては、令和3年度に作成した標準仕様書のたたき台をベースに、令和4年5及び6月にて実施した意見照会の結果を取り込み、8月に公表した。2つ目のステップとして、令和4年9月以降、標準仕様書のブラッシュアップを目的に1.1版の策定を実施した。申し送り事項について、ワーキングチームやベンダー分科会での討議を踏まえ、令和5年1月に改版箇所に対し意見照会を実施し、いただいたご意見を反映するとともに、横並びで領域間の内容調整をデジタル庁経由で実施したうえで3月に1.1版を公表した。(事務局)
- 令和4年度からの申し送り事項について振り返ると、①年金機構システムとの連携、②基幹業務共通機能仕様、③その他がある。①については、年金機構から連携される情報の取り扱いに関する中長期的な課題となるご意見や、公共サービスメッシュといった政府全体のデジタル化の推進に向けての自治体と年金機構間の情報連携に関する対応を検討事項(案)として取り上げている。②については、領域間で共通する機能について、他領域と整合を取るために国民年金システムの標準仕様書に反映が必要なものがないかの確認と対応を取り上げている。③その他について、標準仕様書の精度向上のための各種検討として、標準仕様書の記載等に関するご意見についての対応を検討事項(案)として取り上げている。(事務局)
- 「標準仕様書の精度向上に向けた進め方について」の振り返りについて、まず標準化全体スケジュールを説明した。令和5年度の制度所管府省の取り組みとしては標準準拠システムへの移行支援と制度改正の対応といった2つの活動が存在する。基本的には制度改正等を契機に標準仕様書を適宜見直し、更新することが令和5年度の活動となる。(事務局)
- 次に、「令和5年度全体スケジュール(国民年金領域)」にて令和5年度の進め方を説明した。流れとしては第一回研究会で令和5年度の進め方について説明し、その後に開催予定の第一回、第二回ワーキングチーム・ベンダー分科会にて具体的な見直しの内容について討議を実施し、第二回研究会では討議した内容の合意形成を図る、といった進め方になる。(事務局)
- 具体的な検討内容についてはP11以降で記載しているが、検討内容の説明前にその前提となる考え方をお示しした。令和5年度における標準準拠システムへの移行支援にあたり、令和

5年6月16日にデジタル庁HPにて公表された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」にて示された運用に沿って対応する。対応のポイントについてそれぞれ説明すると、項番1については、標準仕様書に則り標準準拠システムに反映させる日付を適合基準日として設定し、制度改正等の政策上必要と判断される見直しを行う場合は、その基準日の1年前までに標準仕様書の見直しを実施することを示している。項番2については、制度改正以外の事情での見直しは年に1回のタイミングで標準仕様書に反映することを示している。ただし、令和7年度末の移行支援期間までは、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わない。項番3については、データ要件・連携要件は、標準仕様書の機能要件の見直しを契機として改定を行うことを示している。項番4については、見直し内容の標準仕様書への反映の基準日は原則として、8月31日と1月31日としている。なお、緊急度の高い対応が必要な場合はデジタル庁と調整のうえ、適宜個別に日付を変更する可能性はある。項番5では、適合基準日の運用についてお示しし、項番6及び7は主に、自治体・ベンダーとのやり取りをしているPMOツールにかかる項目となる。項番6では、自治体・ベンダーからの疑義等はPMOツールにて対応することを示している。項番7では、標準仕様書の明らかな誤りや解釈等の記載に関する疑義に対して、改定ではなく正誤表での対応とすることを示している。(事務局)

○次に正誤表で対応できる内容が何か、について説明した。あきらかな誤記の訂正や説明の補記といった内容については正誤表での対応となる。一方で、ベンダーの開発や自治体の要件定義等に支障をきたす恐れがある内容や実装タイプの誤り等については、正誤表での対応には含まないことを説明した。(事務局)

○次に、令和5年度に国民年金領域では何を取り組むのか、といったことについて検討テーマ案を説明した。検討テーマ案は、業務機能の追加として①新規機能・帳票の追加、②新規業務(及び機能・帳票)の追加、業務機能の見直しとして③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化、④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映、⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応、そして他の領域との整合をあわせることを目的とした、その他追加・見直しとして⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項への対応の7つに区分した。(事務局)

○最後に令和5年度の検討テーマ案ごとの対応方針をお示しした。①新規機能・帳票の追加、②新規業務(及び機能・帳票)の追加については、制度改正等の政策上必要と判断される見直し以外は原則対応しない考え方にに基づき、令和5年度の対応は原則しない、あるいは該当する事項がない。③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化については、令和5年度対応が必要な検討テーマであり、特に正誤表で対応していく部分についてはブラッシュアップが必要と考えている。④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映については、現時点での対応はないが、必要に応じてデジタル庁や年金局と協議を実施した上で、改定を検討する。⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応については、中長期的な課題として令和5年度の検討テーマからは外している。⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項への対応については、デジタル庁が修正や整備を実施した場合は対応する。具体的には、今年6月16日に示された標準仕様書の機能要件の様式変更などがあげられる。以上が令和5年度の取り組みとして前回の研究会で説明した内容である。(事務局)

(2) 今後の検討内容(事務局案)

- 資料 2 を用いて説明する。標準仕様書見直しにあたっての方針をご説明した上で、正誤表にて取り組む内容、また正誤表以外で取り組む内容とその考え方について説明する資料になる。(事務局)
- 目次 1. 「標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理」では、令和 5 年度の見直し方針について説明する。現在、令和 5 年 3 月 31 日に標準仕様書 (1.1 版) を公表し、仕様書に基づいてベンダー及び自治体は標準準拠システムへの移行の準備を進めていただいている状況である。その状況下で大きな仕様の見直しが発生した場合、作業等の手戻りが発生し、全国自治体の標準化対応の完了期限である令和 7 年度末までの業務・システム標準化完了が実現できない恐れがある。そこで、期限までの移行完了を実現するために、検討内容を切り分けることを令和 5 年度の見直し検討の考え方とした。その考え方に基づき、標準仕様書として誤っている内容や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、自治体やベンダーの標準化移行支援に資する対応は令和 5 年度中の検討内容とし、令和 7 年度の標準化完了までにシステムへの取込みを目指す。一方、現在の標準仕様書では定めていないものの、自治体からの意見に基づいて業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件については令和 6 年度以降に継続的に検討のうえ、令和 7 年度の標準化完了後にシステムへの取込みを行うことを見直し方針として定めた。(事務局)
- 見直し方針に基づいて具体的な取り組み対象の切り分けを行った。令和 5 年度中の取り組み対象は、意見照会・申し送り事項の中で標準仕様書に定義している業務の範囲内である事項と領域間の整合作業とした。また意見照会、申し送り事項に関して、正誤表の要件に該当するものは正誤表、該当しないものは改定案をお示しする対応をとる。次に令和 6 年度以降の取り組み対象としては、法令・制度改正対応と意見照会・申し送り事項の中で標準仕様書に定義していない業務を前提とした事項の 2 つになる。法令・制度改正対応について補足すると、現時点では令和 5 年度中の改正予定はないため、令和 6 年度以降の対応とした。(事務局)
- 目次 1. 「標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理」について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ご意見等は特にないと理解したため、次の目次 2. に進めさせていただく。(事務局)
- 目次 2. 「正誤表の取り組み」として、まず対応範囲は前回の研究会でもお示したとおり、明らかな誤記の訂正やデータ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正、また機能要件の補記としている。正誤表の発出時期は随時としており、進め方としては研究会構成員にメール等で共有しご確認いただく予定である。(事務局)
- 次に、正誤表での対応/対応外の切り分けについて、具体的に説明する。改版や標準仕様書の見直しにあたってのインプットは令和 4 年度の意見照会結果、申し送り事項、領域間の整合作業、法令・制度改正対応、自治体・ベンダーからの指摘 (PMO ツール経由分) の 5 つがある。この中で正誤表での対応範囲に該当する内容は、令和 4 年度の意見照会結果及び自治体・ベンダーからの指摘 (PMO ツール経由分) からの管理項目不整合や不明瞭といったご意見となる。一方、申し送り事項については中長期的な議論が必要であること、領域間の整合作業については 1.1 版の策定時点で標準化全体に共通する事項及び横並び調整方針に準拠したものとなっていること、法令・制度改正対応については改定での対応となることから正誤表の対応範囲外とした。なお、領域間の整合作業については、標準化全体に共通する事項及び横並び調整方針が見直される場合に当該内容に沿って改定による対応を行う。(事務局)

- 令和4年度の意見照会結果の中で令和5年度正誤表に取り上げたご意見について、その対象選定基準と選定結果を説明する。まず、意見照会結果の見方についてであるが、自治体からの意見発出理由及びその意見を踏まえた標準仕様書の修正案を記載したのが「理由詳細/修正後」、年金局としての対応内容を記載したのが「対応方針」、対応方針の内容を具体的に記載したのが「対応内容・討議事項・コメント」である。次に意見照会からの正誤表対象選定基準について説明する。1つ目の選定基準は、「理由詳細/修正後」の項目に、「誤記に関する指摘」や「データ項目との差分」、「要件の明確化」に関する内容が記載されているご意見を取り上げた。次に「対応方針」で「機能帳票一覧を修正」等が記載されており、令和4年度中に対応が完了している区分のご意見は正誤表での対応外とした。また、「対応内容・討議事項・コメント」で「今後の改版の参考とする」と回答した意見についても、議論のうえ改定の要否を検討するため対応外とした。3つの選定基準を満たしたご意見を、「誤記についての指摘」、「管理項目不整合」、「要件が不明瞭という意見」に分類した。該当するご意見数は全部で5件あり、それぞれの内訳についてお示しすると、「誤記についての指摘」は0件、「管理項目不整合」は3件、「要件が不明瞭という意見」は2件となった。また令和4年度の意見照会とは別に、PMO ツール経由での自治体・ベンダーからのご指摘から選定基準に該当するご意見を一部抜粋して提示する。内容について簡単に紹介させていただくと、No.1では標準仕様書とデータリスト間での「管理項目不整合」、No.2は「誤記についての指摘」、No.3は「管理項目不整合」のご意見となっている。(事務局)
- 目次2.「正誤表の取り組み」について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- 特にない。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- P8「正誤表での対応/対応外の切り分け」スライドの正誤表対応/対応外の切り分けについて、「○ページ」の「○」には9、「※9ページにて対応の詳細を記載」の「9ページ」は10ページに修正いただきたい。(構成員)
- ご指摘のとおり修正する。(事務局)
- 正誤表の具体的なイメージ及び進め方についてご教示いただきたい。(構成員)
- デジタル庁にて定義された様式に沿って正誤表を策定し、随時のタイミングで構成員の皆様にもメール等にて共有のうえご確認いただいたうえで発出する。なお、実際の正誤表はまだ構成員の皆様にも説明できていないため、初回策定分については次回のワーキングチームでご提示する予定である。(事務局)
- 承知した。(構成員)
- 正誤表について、本日ワーキングチームで説明した内容を第一回ベンダー分科会でもご説明いただき、確認をした上で対応を進める認識で良いか。(構成員)
- ご認識のとおり、本日ご説明した内容を説明しベンダーにもご確認いただいた上で、具体的な正誤表での対応を進める段取りで考えている。(事務局)
- 承知した。(構成員)
- それでは次の目次3.に進めさせていただく。(事務局)

- 目次 3. 「令和 5 年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）」では、改定案の対応は令和 5 年度からの取り組みであることを踏まえて、改定案の考え方と進め方についてお示しする。その上で、具体的な改定案の内容についてもお示しする。（事務局）
- まず改定案の考え方について説明する。デジタル庁発出の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づき、令和 8 年 4 月 1 日までの移行完了を目指すために制度改正以外の理由による標準仕様書の改定は実施しない方針のもと開発等を進めていただいているが、現在の標準仕様書の一部において各機能要件間の平仄があっていないこと等により円滑な移行の妨げになっているご指摘をいただいている。そこで、自治体やベンダーが円滑に移行完了するための支援を改定案としてお示しすることとした。なお、本対応はデジタル庁に相談、協議した上で検討したものである。次に、改定案の進め方として、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて対応方針をご提示、また並行して事務局にて改定案を作成のうえ、第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会で構成員に改定案をご確認いただき、第二回研究会で改定案のご報告と最終化を実施する。その後、改定案の周知を行うことを予定している。なお、令和 5 年度は改版ではなく改定案での対応をするため、意見照会を実施しない。（事務局）
- 改定案の考え方に基づき、どの検討テーマを改定案として対応するか、またテーマごとに対象/対象外とした理由についてご説明する。①新規機能・帳票の追加について、現在の仕様書に定義していない業務についての意見であることから、見直しの考え方に基づいて対象外とした。②新規業務（及び機能・帳票）の追加については、該当する意見をいただいないため対象外とした。③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化については、現在の仕様書に定義している業務に対する意見のため、対象とした。④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映については、必要に応じ対象とするが、現時点では令和 5 年度中の改正予定はないため対象外とした。⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応については、中長期的な課題であることから、対象外とした。⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項への対応については、どちらもデジタル庁が方針等を示した場合の対応となるため、対象外とした。（事務局）
- 次に対象としたテーマの中で、意見照会でいただいた意見を分類し、対象年度を切り分けた結果をお示しする。16 個のカテゴリで意見を分類し、その中で「システム連携に関する要件整理」と「裁定請求・受給者情報の管理範囲」に関するご意見を令和 5 年度の対応事項とした。（事務局）
- 令和 5 年度の対応事項について、ご意見及び改定案を具体的にご説明する。まず「システム連携に関する要件整理」では、ご意見として主に 2 ついただいた。①住民記録システムの住民情報について、海外転出に伴う資格喪失の申出後の対応のために転出先住所、また遡りの届出などにおいて必須の確認事項である届出日、異動日の項目を保持可能としてほしい。②住民記録システムとの連携を行い、特定する時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ（一括送信）にて取得できる機能をオプションとしてほしい、といったご意見である。これらのご意見に対して、事務局からの改定案を対応事項として記載した。①のご意見については、海外転出に伴う資格喪失の申出については機能 ID2600128 等で転出予定日、転出先（国名等）を連携するよう記載しているが、機能 ID260069、260391、260071（以下、機能 ID260069 等とする）の連携項目には記載されていないため、平仄をあわせて追加、また遡及対応の場合に使用する項目として、機能 ID260069 等に届出年月日、異動日を追加することを改定案としてお示しする。また②のご意見については、各自治体の規模や業務設計等

により、必ずしもバッチ処理を必要とせず、開発費用・期間、運用費用の観点から各自治体の状況に応じて最適な方法を取るべきと考え、機能 ID0260391 の実装区分をオプションに変更することを改定案としてお示しする。また具体例として、現状の標準仕様書と対応事項を反映したあとの標準仕様書の比較を添付する。次に、「裁定請求・受給者情報の管理範囲」でも、ご意見として主に2ついただいた。①年金に係る受給年金情報の登録・追加・修正・削除・照会機能について、管理項目の追加（特別障害給付金未支払金/特別障害給付金受給資格者死亡届/年金受給権者死亡届）を希望、②裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会機能についての管理項目の追加（死亡年月日）を希望、といったご意見である。①のご意見への改定案としては、特別障害給付金未支払金は申請頻度が低く、また事務処理基準に掲載がないため、管理項目としては追加せずメモ機能等で代用し、特別障害給付金受給資格者死亡届/年金受給権者死亡届は、いずれも届書であること、また当該届出の内容も含めた受給年金情報の登録・追加・修正・削除・照会機能は機能 ID260272 にて定義していることから、改版は不要とした。また②のご意見については、死亡年月日は住民記録システムの戸籍情報を正として処理をしており、裁定請求書の届出書にも死亡年月日の記載項目は存在しないため、機能 ID260274 にて管理項目の追加ではなく、住民記録システム連携にて死亡年月日を表示する修正とすることを改定案としてお示しする。裁定請求・受給者情報の管理範囲についても、具体例として、現状の標準仕様書と対応事項を反映したあとの標準仕様書の比較を添付する。（事務局）

- また意見照会のご意見に対しての改定案に加えて、PMO ツール経由でのご意見・質問の中で実装類型の変更等といった正誤表での対応に該当していない内容についても、改定案での対応となることを補足する。（事務局）
- 目次 3. 「令和5年度の検討における正誤表以外の取り組み（改定案）」について、ご質問等あればいただきたい。（事務局）
- 特にない。（構成員）
- 住民記録システムとの連携について、バッチでの情報取得機能をオプションとしてほしいといった意見についての改定案として、機能 ID0260391 の実装類型をオプションに変更することを示しているが、当件について再度ご説明をお願いしたい。（構成員）
- 当ご意見に係る機能要件は、住民基本台帳記録システムとの連携するタイミングについて定義している機能である。現在、オンラインでの連携とバッチでの連携機能はどちらも実装類型が必須となっているが、バッチでの連携機能について必須からオプションへの変更を希望するご意見をいただいている。その意見に対して、各自治体の規模によってはオンラインでの連携のみで十分な場合も考えられ、各自治体にとって最適な方法を取るべく、オプションへの変更を改定案として示したものである。（事務局）
- 承知した。（構成員）
- 特にない。（構成員）
- 前述の自治体と同様である。（構成員）
- 前述の自治体と同様である。（構成員）
- 令和5年度の検討テーマの対象外としている⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項への対応について、「デジタル庁が示した場合に対応」と記載されているが、実際に今期中に対応する場合は令和6年3月末までの改版を実施することになるか。令和5年度中にデジタル庁から⑥や⑦に関する内容を示す可能性があるのか、また示された場合の対応方法をご教示いただきたい。（構成員）

- 事務局の認識としては現時点では⑥や⑦に係る変更の予定はないが、デジタル庁から当件について変更等の予定があれば共有いただきたい。(事務局)
- ⑥に関して、使用するツールの指定や変更履歴の明示化といった様式について、6月16日にお示しした。現状、その他⑥及び⑦に関する変更は予定していない。(オブザーバー)
- お示しいただいた場合、そのタイミングで討議を実施する認識でよいか。(構成員)
- ご認識のとおり。全領域に影響が生じる討議と考えるため、ベンダー等からの意見も踏まえつつデジタル庁から方針を示した上で⑥、⑦の提示がされると事務局は理解している。(事務局)
- 承知した。(構成員)
- PMO ツール経由での質問について、実装類型の変更が正誤表ではなく改定案での対応となることに対しては異論ないが、その対応を取るに至った考え方を明記いただきたい。(構成員)
- 考え方を明示した資料に更新し、修正版資料として送付する。(事務局)
- 承知した。(構成員)
- 質問等は特になし。(構成員)

- 令和6年度以降対応する事項として、【参考】令和6年度以降検討事項(案)について説明する。令和4年度の意見照会にていただいたご意見のうち、令和5年度検討の対象外である業務の効率化、システム運用費の削減、国民の利便性に資する要件等といった仕様の見直しや機能の新規追加が必要となる内容について、令和6年度以降の検討事項として取り上げ、移行完了後の令和8年度以降にシステムへ反映いただく。令和6年度以降の検討対象となるご意見を検討テーマ別に分類した結果、①新規機能・帳票の追加と③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化が対象となった。なお、④法令・制度改正予定の標準仕様書への反映、⑤年金機構側の業務変更を伴う事項に関する対応、⑥横並び調整方針への対応、⑦共通事項の整備への対応、については、必要に応じ検討することとし、②新規業務(及び機能・帳票)の追加は該当するご意見が存在しないため対象外とした。その上で、検討テーマに対応する意見を整理した結果、令和6年度以降の検討事項として「書かない窓口」の推進、「標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直し」、「自治体で管理する被保険者情報・統計機能の見直し」の3つの事項に分類した。(事務局)
- まず「書かない窓口」の推進について、ご意見と検討事項(案)を説明する。令和5年1月の意見照会にて、新規機能・帳票の追加と押印・電子印に関する要件整理といった2つのご意見をいただいている。新規機能・帳票の追加では、「国民年金免除・納付猶予取消申請書」「国民年金保険料学生納付特例不該当届」は使用頻度が低く現状の標準仕様書では定義をしていないが、法定受託事務として市町村の窓口で対応する必要がある等といった理由から、出力できるようにしてほしい、といったご意見、また押印・電子印に関する要件整理では、外部帳票の印刷時に自動で受付印を印字する機能を追加してほしい、といったご意見をいただいている。いただいたご意見は、届出書様式の出力帳票の追加、また受付印の印字機能を求めるものと整理できたが、どちらも紙による業務を前提としたご意見である。現在自治体の一部において、業務改革の一環として電子入力・申請といったチャネルを追加する「書かない窓口」を推進している。国民年金標準化の中でも、同様の取組を令和6年度以降に検討することを検討事項(案)として取り上げた。(事務局)

- 次に「標準システムへの実装・利用実績を踏まえた実装類型の見直し」では、実装類型を「オプション」から「必須」、またはその逆への変更を希望するご意見を取り上げている。実装類型は、令和4年度で検討した結果に基づき定義しているが、令和8年度以降の取り込みを前提に、実態に見合った実装類型の見直しを検討事項（案）として取り上げた。（事務局）
- 最後に、「自治体で管理する被保険者情報・統計機能の見直し」について、管理項目の追加や年齢到達による被保険者記録の自動喪失処理機能の追加、統計機能の追加といったご意見をいただいている。管理項目の追加については、各自治体の業務の実態を確認した上での必要な管理項目の整理に関して検討、また統計機能の追加については、現在 EUC 機能の活用を基本としているが、必要な統計機能を別途定義することの可否等に関して検討事項（案）として取り上げた。（事務局）
- 【参考】令和6年度以降検討事項（案）について、ご質問等あればいただきたい。（事務局）
- 特にない。（構成員）
- 前述の自治体と同様である。（構成員）
- 前述の自治体と同様である。（構成員）
- P24の「書かない窓口」の令和6年度以降検討方針と検討事項（案）について、「書かない窓口」は年金機構からの受託業務である年金事務に関する検討と理解しているが、年金機構側ではなく自治体側で実現を検討するため、討議事項にしている理解で良いか。（構成員）
- ご認識のとおり。（事務局）
- 承知した。（構成員）
- 特にない。（構成員）
- 令和6年度以降の検討事項として、機能の必須化といった検討が発生した場合の対応をご教示いただきたい。また、システムへの取り込み時期についても方針が定まっている場合は、お示しいただきたい。（構成員）
- 機能の必須化に対しては、現状標準仕様書上ではオプションとなっているものの、ほとんどの自治体の実装しているかといったことや、逆に必須として機能を構築したものの、実際はほとんどの自治体が使用していない等の実態を確認した上で検討を実施することを考えている。また、取り込み時期については、令和6年度中に意見がまとまり改定案として発出した場合でも、令和8年度以降にする。なお、具体的な検討タイミングについては、協議が必要と認識している。（事務局）
- 承知した。ご回答いただいた内容で検討を進めていくのが良いと考える。（構成員）
- 質問は特にないが、「自治体で管理する被保険者情報・統計機能の見直し」については、EUC 機能の活用が現実的な対応になると考えている。来年度以降、実際に討議する際に議論を深めていただきたい。（構成員）

（3）今後のスケジュール及び予定

- 資料3の「今後のスケジュール及び予定」資料を用いて説明する。正誤表と改定案の準備を進め、11月頃に第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会で提示し協議を実施する。協議を踏まえて、12月頃の研究会にて最終的な改定案等の報告をする予定である。なお、今年度は改版ではなく改定案を策定するため、意見照会を実施しないこととする。（事務局）
- 最後に、第二回ワーキングチームの議事次第（案）について説明する。第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会の討議結果を共有、その後改定案を提示し協議を実施する。最後

に、今後の進め方として第二回ワーキングチーム以降のスケジュールを説明することを予定している。(事務局)

- 今後のスケジュール及び予定について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- P3の今後のスケジュールについて、マイルストーン・会議体の下にある①-④は作業を示しているのか。示している場合、「①国民年金システム標準化研究等の開催」ではなく、「①国民年金システム標準化研究等の準備」が適切ではないのか。(構成員)
- 開催の準備を含めた対応を①としていた。「開催」を「準備」に修正する。(事務局)
- 昨年度の意見照会における自治体からの意見に対して、回答は全て完了している状況なのか。(構成員)
- 完了している。ただし、「令和5年度以降に対応」といった回答をしているご意見については、令和8年度以降の取り込みを前提に令和6年度以降の検討事項として適宜取り上げる想定である。(事務局)
- 承知した。(構成員)

(4) その他

- 標準化全体スケジュールについて、更新等の情報があればデジタル庁から共有いただきたい。(事務局)
- 基本的にはスケジュールに変更はないが、閣議決定後に変更等が発生する場合もあるため、閣議決定後、別途情報を連携する。(オブザーバー)
- 承知した。スケジュールについては柔軟な対応が必要であるため、必要に応じて年金局等と協議を実施し、標準仕様書に反映する内容がある場合には検討事項として適宜取り上げていく。(事務局)
- 住所コードの取り扱いについて確認したい。神戸市では9つの行政区に加えて、行政区と同じ役割をしている支所が1つ存在しており、それぞれに住所コードを割り当てている。支所の住所コードについて、年金機構から提供される処理結果一覧表では存在しているが、総務省コードでは管理されていない状況である。標準化にあたって、住民記録システムの標準仕様書では支所と区別するための管理項目が追加される方針となっていることは伺っているが、国民年金も含めた各業務システムの標準仕様書において、支所を区別する管理項目が存在していないように見受けられる。そのため、管理項目として存在しているかをご確認いただき、存在していない場合は支所が区別できる管理項目の設定をお願いしたい。また、当件については正誤表、あるいは横並び調整方針での対応となるのかについても伺いたい。(構成員)
- 基本データリストでの項目の設定根拠含めて、事実を確認した上で回答をする。また、正誤表または改定案、どちらの対応となるのかについても別途回答する。(事務局)

3. 閉会

- 議事等特になし。

以上